

# 一般社団法人ソーシャルコンパス定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ソーシャルコンパス、英文では Social Compass と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、アートとデザインを通じて地球上の様々な社会問題に取り組む活動を行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) アートディレクション業務、映像プロデュース業務、デザインコンサルティング業務
- (2) イベント企画・運営事業
- (3) 教材及びコンテンツ開発事業
- (4) 人材育成事業
- (5) ライセンス管理事業
- (6) 広報、プロモーションの企画立案事業
- (7) マーチャンダイジング事業
- (8) 前各号に附帯又は関連する事業

2 上記項目に関する事業は、日本および海外において行うものとする。

(機関の構成)

第4条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事のほか、理事会及び監事を置かない

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

### 第3章 社員総会

(開催)

第11条 社員総会は、毎事業年度末日の3ヵ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第14条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第17条 当法人は、役員として理事3名を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第18条 理事は社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は理事の互選によって定める。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から6月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第24条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

## 第6章 附則

(最初の事業年度)

第25条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年6月31日までとする。

(設立時の理事及び代表理事)

第26条 当法人設立時の理事及び代表理事は、次のとおりである。

設立時理事	中 村 英 誉
設立時理事	戸 田 和 宏
設立時理事	貝 塚 乃 梨 子
設立時代表理事	中 村 英 誉

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第27条 当法人設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

中 村 英 誉
戸 田 和 宏
貝 塚 乃 梨 子

(法令の準拠)

第28条 この定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人ソーシャルコンパス (Social Compass) を設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成28年11月25日